

番号	1
項目	1994年の「大阪港の平和利用に関する決議」や「平和都市宣言」の立場に立って、港湾管理者としての権限を行使することを求めます。
(回答) 大阪市では、大阪港の利用に関し、港湾法第13条第2項の「何人に対しても不平等な取り扱いをしてはならない」との規定に基づき、外国船の入港の申請があった場合は、港湾の管理運営上支障がない限り使用を認めることとし、「大阪港の平和利用に関する決議」や「平和都市宣言」を踏まえて、岸壁の利用状況等を総合的に勘案して対処してまいります。	
担当	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務） 電話：06-6571-1966

番号	2
項目	今回のパトリオット入港に際して、大阪港湾局が外務省及び大阪・神戸米国領事館に対して、核兵器搭載の有無の確認をはじめ、民間港湾への米軍艦入港に関しての見解・根拠についての問合せをされたのか、そして、どのような回答があり、大阪市としてどのような判断をされたのか、回答を求めます。
(回答) 今回の米艦船の入港に際しては、外務省及び大阪・神戸米国総領事館へ出向き、核兵器搭載の有無を確認しました。 外務省からは、「1991 年の、水上艦船及び攻撃型潜水艦を含む米国海軍の艦船及び航空機から戦術核兵器を撤去する旨の発表、1994 年の、水上艦船及び空母艦載機から戦術核兵器の搭載能力を撤去する旨の発表、2010 年 4 月の、核トマホークを退役させる旨の発表等、これまでに公にされた米国の核政策に基づけば、我が国政府としては、現時点において、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断している。なお、『U S S P A T R I O T』については、搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していない。」との回答を得ています。 また、大阪・神戸米国総領事館からは、「入港時における艦船、潜水艦、航空機への核兵器の搭載については、米国は搭載されているかどうかを言及しないが、核兵器を配備しないことを一般施策としている。」との回答を得ています。 この回答を受け、大阪市としては、港湾法第 13 条第 2 項の規定に基づき、港湾の管理運営上支障がない限り使用を認めることとしていることから、岸壁の利用状況等を総合的に勘案して、岸壁への係留を許可することとしました。	
担当	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務） 電話：06-6571-1966

番号	3
項目	これまでの様な大阪市の対応では、日本国憲法や港湾法よりも日米安保条約を優先し、平和な貿易港のはずの大阪港を軍事優先の港にしてしまうことが懸念されます。 今般の情勢を今一度ご賢察いただき、市民の安全・安心を保障するため、市の態度変更を求めます。
(回答) 米艦船については、日米安全保障条約、同条約に基づく地位協定により、入港できることになっています。このことは、地方公共団体の権限を越える国の安全保障上の取り決めであり、国民の生命・財産を守るため国としての非常に重要な問題であると認識しております。 他方、港湾法においては、第 47 条で、港湾管理者が施設の利用その他港湾の管理運営に関し不平等な取扱をした場合、国土交通大臣は変更を命ずることができるとされており、米艦船の入港は拒否できないものと考えております。 本市としては、従前と変わりなく、大阪港は平和な商港であること、市民の生命・財産を守り、市民生活の安全を確保することが市政運営の基本と考えており、日本国憲法の基本理念である恒久平和と国是である非核三原則を踏まえ、今後とも平和な大阪港を運営してまいります。	
担当	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務） 電話：06-6571-1966

番号	4
項目	これまでの大阪市の対応では、米艦が「核兵器を搭載していない」ということの証明なく入港させることが一層危ぶまれます。 「非核三原則」を厳格に踏まえた方法への改善を求めます。
(回答) 大阪市会においては、昭和 49 年 11 月の「すべての国の核兵器の持込みに反対する決議」において、政府に対し「今後いかなる国といえどもすべての核兵器を大阪湾、大阪港はもとより、日本国土に持込むことを一切拒否し、国民の疑惑を解消するため、必要な調査、点検を実施するよう強く要望」がなされています。 大阪市として、米艦船の入港に際しては、外務省及び米国総領事館に核兵器搭載の有無について、その都度確認を行い、「核兵器の搭載はないと判断している」という回答を得て、入港を認めてきました。今回においても、これまでと同様に、外務省及び米国総領事館と協議を行い、核兵器は搭載していない旨の確認を行っています。 今後とも米艦船の入港の打診に際しては、外務省並びに米国総領事館に対し、大阪港の運営方針や各決議を十分説明したうえ、核兵器搭載の有無について問い合わせるなど、核兵器を持ち込ませない平和な大阪港として運営していく所存です。	
担当	大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務） 電話：06-6571-1966